

豊中市北条歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

1 募集の趣旨

豊中市では、民間事業者等（以下「事業者」という。）との協働のまちづくりを推進するとともに、新たな財源を確保し、健全な財政運営と良好な施設環境を安定的に提供することを目的に、本市が所有する施設等（以下「施設等」という。）の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）について、事業趣旨に賛同し、契約料を負担いただく命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

2 募集の概要

(1) 対象施設及び所在地

施設名	所在地
北条歩道橋（豊中市道 神崎刀根山線）	北条町1丁目7番 及び北条町2丁目6番

(2) 施設規模等

市道路線：神崎刀根山線

交通量：車両 10,000台/12h（昼間）

架設年度：昭和54年（1979年）

修繕年度（最終）：平成21年（2009年）

桁 長：20m（北面）、16m（南面）

桁 厚：0.8m

※既設表示あり（信号機、歩道橋名、町丁目、塗装記録表）

(3) 契約希望金額及び契約希望期間

契約希望金額（税抜）	契約希望期間
30万円以上/年	3年以上

※1 応募金額は、1年あたり30万円以上を示してください。（消費税及び地方消費税を除く。）

※2 応募契約期間は、3年以上とし、希望する期間を1年単位で示してください。

※3 契約料とは別に、ネーミングライツ導入に伴う諸経費、歩道橋の愛称（通称名）（以下「愛称」という。）の表示、再表示及び契約期間満了後の当該表示消去に要する経費は、ネーミングライツパートナーに負担いただきます。

※4 契約の更新を希望する場合、優先交渉権があります。

(4) 愛称について

- ・提案いただく愛称は企業名（企業ロゴ、マーク）を含む日本語及び英語アルファベットに限ります。なお、企業ロゴやマークについては、当該申込みをしたネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。

- ・契約期間中の名称変更は、原則としてできません。
- ・旧名称（主に地名など。）及び施設種別を含むものとします。
（例：「〇〇+旧名称+歩道橋」等）
- ・豊中市有料広告掲載基準の第2項及び第3項に定める掲載基準の趣旨を踏まえ、当該歩道橋の管理に支障をきたさない名称とします。
- ・豊中市屋外広告物条例の規定により企業名以外の「商品名」、「サービス内容」等の表示内容は設置できません。
※詳細は別紙「屋外広告物 Q&A 集 No.12」をご参照ください。
- ・その他法令、条例に基づく規制がありますので、市と協議して決定するものとします。

(5) 愛称の使用開始時期

使用開始日は豊中市とネーミングライツパートナーの協議により決定します。

(6) 表示条件等について

- ・愛称の表示箇所については、市とネーミングライツパートナーが協議した上で決定します。なお、表示後に著しく破損等が生じた場合は市と協議した上で再表示することができます。
- ・表示又は再表示する愛称表示物については、市に寄贈するものとします。
- ・表示は歩道橋の桁面のみとします。また、両面に表示するものとし、表示面積はあわせて最大7㎡までとします。
- ・1文字の大きさは、既表示の正式名称を標準とし、歩道橋の形状や信号・標識添架状況等を踏まえて協議により決定します。
- ・歩道橋の位置や向き、他の標識等との位置関係から、愛称表示物が視認しづらくなる場合があります。
- ・歩道橋の塗装更新など補修工事等の期間中は、愛称表示物が視認しづらくなる場合または、一時撤去が必要となる場合があります。
- ・歩道橋の桁面に表示されている他の標識等の位置の変更は、協議が必要となります。
- ・ネーミングライツパートナーに提案いただいた愛称表示物のデザインについては、道路管理者（豊中市）が交通管理者等と協議し決定します。また、必要に応じて、ネーミングライツパートナーに対してデザインの再提案を求める場合があります。
- ・ネーミングライツパートナーはホームページ等で本取組みをPRすることができます。
- ・市は、市のホームページなどを通じて、愛称の普及と定着を図ります。

不適切な表示提案の例：

- ・交通標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵、矢印など）
- ・ドライバーの視線を不適切に誘導するもの（小さすぎるなど視認性に欠けるもの、あるいは既存の標識等の標示と比べて著しく大きく目立ちすぎるもの など）
- ・蛍光、反射性の塗料を用いたもの

- ・一般的に企業名として理解され得ず、歩道橋の名称に冠するには不適切なもの（意味不明の記号や判読できないマークの羅列 など）
- ・飲酒運転、危険運転を推奨、連想させるようなもの（酒を連想させる図案、ドクロマーク など）

(7) 愛称変更等に伴う費用負担

愛称表示物の表示（再表示含む）・変更、破損汚損による修繕、契約期間満了後の原状回復にかかる費用並びに桁面に表示されている他の標識等の位置変更にかかる費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、愛称表示物の表示に伴う工事の際には道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第24条における道路管理者の承認を受ける必要があります。

なお、愛称表示物の内容については、既設表示を含め、歩道橋への総表示面積が40㎡を超える場合は、豊中市屋外広告物条例に基づく「公共広告物設置届出書」の提出が必要になります。

3 応募の資格

下記の条件を満たす法人を対象とします。

- (1) 豊中市有料広告掲載基準に定める規制業種又は事業者に該当しない者
- (2) 日本国内に登記簿上の営業所又は事務所を有していること。
- (3) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 経営状況（財務状況）及び経営組織等企業の経営全般において健全な法人
- (5) 次の①から⑦までのいずれにも該当しないこと。

① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しないもの

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をした者又は更生手続開始の申立てをされた者

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- ④ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
 - ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者
ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑥ 募集要項の配付開始の日から契約締結の日までの期間について、豊中市入札参加停止基準及び豊中市入札参加停止基準運用要領に基づき入札参加停止の措置を受けているもの。また、国及び他の地方公共団体等において入札参加停止に準じる措置を受けているもの。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- (6) その他、ネーミングライツパートナーとして適当でないと市が認める者

4 申込手続き

(1) 募集期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から
令和8年（2026年）4月30日（木）まで

(2) 申込方法（郵送、持参もしくはメール）

① 郵送する場合

募集期間内に下記「7 応募書類等の提出先」にご郵送ください。
令和8年（2026年）4月30日（木）必着

② 持参する場合

募集期間内に下記「7 応募書類等の提出先」までご持参ください。
受付時間は午前9時から午後5時までとします。
（なお、土・日・祝日等閉庁日を除きます。）

③ メールの場合

募集期間内に「7 応募書類等の提出先」までメールをお送りください。
なお、10MB を超えるデータファイルを送付する場合、メールを分割してお送りいただくか、市の大容量ファイル送受信システムを使用してデータをご提出ください。大容量ファイル送受信システムの使用には、事前に登録が必要となりますので、「7 応募書類等の提出先」の連絡先までご相談ください。

(3) 提出書類

応募者は次の書類を1部提出してください。

- ① 申込書（別紙様式1）
- ② 提案書（別紙様式2）
- ③ 掲示デザインのイメージ（任意様式）
- ④ 誓約書（別紙様式3）
- ⑤ 会社概要（任意様式）及び直近3か年の決算報告書
- ⑥ 納税に関する証明書
法人税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市民税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類（直近1年分。発行日から3か月以内のものに限る。）
- ⑦ 登記事項証明書（商業登記簿謄本・現在事項全部証明書）
- ⑧ 法人等役員名簿（別紙様式5）（※各役員には「ふりがな」（生年月日）を記載してください。）

(4) 質問の受付及び回答

①受付期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から

令和8年（2026年）4月16日（木）まで

②提出方法

質問書（別紙様式4）により、FAX又はメールで受け付けます。

FAX番号 06-6858-3184

メールアドレス zaisei2@city.toyonaka.osaka.jp

（質問のお問い合わせ先 豊中市財務部財政課ネーミングライツ担当）

③質問書への回答

随時豊中市ホームページURLに回答を掲載します。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jigyosya/koubo/jisshichu/kitajou.html>

5 選定方法

- (1) 豊中市ネーミングライツパートナー選定審査会において、次頁に定める選定基準に基づき提案内容書類とプレゼンテーションにより選考を行い、市が優先交渉権者を決定します。

優先交渉権者と協議が整わなかった場合には、次点者と交渉することとします。

また、応募が1社だけの場合も、選定委員会において審査を行います。なお審査の結果、優先交渉権者を選定しないこともあります。

(2) 審査項目及び配点は以下のとおりです。

1 選定項目

選定項目		内容	配点等
資格要件	I 応募者及び提案の適正 (※)	募集要項「2 募集の概要」「3 応募の資格」に定める事項を満たしているか (例) ①最低金額、期間を下回る価格による提案ではないか ②ネーミングライツパートナーとしてふさわしいか(経営の安定性、事業内容等) ③募集要項に定める「応募の資格」により提案できない事業者からの提案ではないか	適・否
選定基準	II 提案内容について	提案金額(税抜)	40点
		提案期間	20点
		本市の地域活性化に資する提案	20点
	III 応募者について	地域貢献や支援の実績がある	10点
豊中市内に本社、支社又は営業所のある法人である		10点	
合計			100点

※「選定項目：資格要件」で「否」と判断された場合、失格となります。

※ネーミングライツ事業は、施設の価値向上および地域活性化への寄与を目的として実施するものです。

提案内容の「本市の地域活性化に資する提案」についてはその趣旨に照らして審査の重要な項目となるため、内容の充実度や適合性によっては不採用となる場合があります。あらかじめご了承ください。

2 「選定項目：II・III」の得点化

① 「提案金額」(税抜)

30万円～45万円未満	24点
45万円～60万円未満	32点
60万円以上	40点

② 「提案期間」

5年以上	20点
4年	16点
3年	12点

③ 本市の地域活性化に資する提案

優れている	20点
やや優れている	16点
標準的である	12点
やや劣っている	8点
劣っている	4点

※「内容が優れている」とする例

- ◎市の施策を理解しそれを推進しようとする提案である
- ◎地域性をとらえ地域住民の好感を得る提案である
- ◎関係主体との協調性に配慮した提案である など

④ 「地域貢献や支援の実績がある」及び「豊中市内に本社、支社又は営業所のある法人である」

項 目	該当する場合	該当しない場合
地域貢献や支援の実績がある	市内 10点 市外 5点	0点
豊中市内に本社、支社又は営業所のある法人である	本社 10点 支社又は営業所 5点	0点

3 審査方法

① 「(2) 審査項目」に基づき、豊中市ネーミングライツパートナー選定審査会が総合点数の一番高い者を優先交渉権者として決定します。

② 総合点数の算出方法は、各評価項目について各委員の評価点を平均し、評価点を算出します。(小数点以下第2位四捨五入)。
その評価点を合計し当該応募者の総合点数とします。

③ プレゼンテーション審査は下記のとおり行います。

- ・プレゼンテーションの時間は1事業者あたり30分以内とします。
(事業者からの説明：15分以内 質疑応答：15分以内)
- ・出席者は3名までとします。
- ・プレゼンテーション審査は令和8年(2026年)5月20日(水)を予定しています。
確定日時・場所については別途ご連絡します。

④ 「本市の地域活性化に資する提案」の各委員の評価点を平均した点数が12点未満の場合、または総合点数が50点未満の場合、総合点数の一番高い者であっても、優先交渉権者として選定しないものとします。

(3) 選定の結果は、全ての応募者に文書で通知するものとします。

(4) 審査の結果、優先交渉権者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合や、「3 応募の資格」に抵触するに至った場合は、選定を取り消すことがあります。

6 結果の公表

(1) 優先交渉権者及び次点者の法人名を公表します。

なお、優先交渉権者及び次点者に選ばれなかった応募については、法人名等の公表はしないものとします。

(2) 市は、優先交渉権者または次点者との協議を経て、ネーミングライツパートナーを決定し、係る法人名、施設の愛称、契約金額等について公表することとします。

7 応募書類等の提出先

〒561-8501 豊中市豊中市中桜塚3丁目1番1号（第2庁舎4階）

豊中市財務部財政課

ネーミングライツ担当：前野、丹野

Tel 06-6858-2124（直通）

Fax 06-6858-3184

メール zaisei2@city.toyonaka.osaka.jp

8 事業開始までのスケジュール

内容	時期（令和8年（2026年））
募集要項等の公表	4月1日（水）
質問の締切	4月16日（木）
質問事項への回答（市ホームページ）	4月23日（木）
応募書類の提出締切	4月30日（木）
プレゼンテーション審査	5月20日（水）（予定） ※日時、場所等の詳細は応募者に別途ご連絡します。
優先交渉権者の通知・決定	5月27日（水）（予定）
優先交渉権者との調整	6月（予定）
契約	9月（予定）

9 応募にかかる経費負担等について

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 応募に要する費用（応募書類の作成等）は、すべて事業者の負担とします。

また、応募に係る経費及び準備に要した費用等の損害賠償には一切応じません。